

第3章

～計画の基本的な考え方～

1 基本的理念

こども基本法において「こども」とは、「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。

これは、18歳や20歳という年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものです。

次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策を総合的に推進する必要があります。

少子高齢化社会や社会経済情勢の変化等に伴い、核家族化の進行、過疎化、高齢化により子どもがいない限界集落の形成や子どもの貧困問題等様々な課題がある中で、子どもを産み育てたいという個人の夢や希望がかなうような社会を目指し、行政をはじめ、家庭、地域、企業、子育てに関わる機関がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力を図り、社会全体で子ども・子育てを支え合う「地域共生社会」の実現へ取り組みを進めていきます。

宇佐市子ども・子育て支援事業計画 ー基本理念ー

こどもまんなか社会の実現にむけて

～全てのこども達の健やかな成長と幸せを未来へつなぐ～

2 基本的視点

1 《子どもの育ちの視点》

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、人格形成を培う乳幼児期の教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長が保障されるような取り組みを進めます。

2 《親としての育ちの視点》

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての第一義的責任（最も重要な責任）を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。そのために、親としての自覚と責任を高め、親として成長していく、こうしたいいわゆる「親育ち」の過程を支援するための取り組みを進めます。

3 《地域での支え合いの視点》

子どもの成長にとってより良い環境づくりのためには、社会全体で子どもや子育てを見守り支えることが必要です。

家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての人たちが、子ども・子育て支援は社会全体で取り組むべき重要な課題と捉え、より関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことができるような取り組みを進めます。

4 《子育て環境の充実の視点》

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、乳幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障がい、疾病、貧困及び虐待をはじめとする様々な理由により社会的支援を要する児童や家族を含め、広く「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、多様なニーズに対応した取り組みを進めます。

3 基本目標

本事業計画では、基本理念を実現するために6つの基本的な目標を定め、子育て支援や子どもの健全な育成を推進していきます。

1. 地域における子育て支援

保育環境や相談体制の充実を図るとともに、子どもを安心して産み育てることができるように子育てネットワークを整備し、地域における子育て支援の充実を図ります。

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもや母親の健康を確保するために、健康、福祉、教育の各分野が連携しながら子どもの発達段階に応じた様々な保健活動や医療の充実を図ります。

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

学校はもとより、家庭や地域が子ども達の発達段階に応じた健やかな成長を支えられるような教育体制の構築を図るとともに、保育所・幼稚園・小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう幼・保・小の連携を強化します。

また、子どもが将来自信をもって子育てができるよう親力の向上を図ります。

4. 子どもを安全に、安心して育てられるまちづくり

誰もが安心して子どもを育てられるまちづくりを推進するため、生活環境や交通安全環境の整備、地域の安全・防犯等の取組を一層充実させ、子どもを安全に安心して育てられるまちづくりを推進します。

5. ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」において、労使をはじめ全ての者が積極的に取り組むこと、国や地方自治体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていくことが必要とされています。仕事と子育ての両立は厳しいものがあり、職場環境の改善や子育て家庭を支援していける地域の形成を目指します。

6. 配慮が必要な児童への対応などきめ細やかな取組の推進

子どもが一人の人間としての尊厳を保持できるように、児童虐待防止対策やひとり親家庭の自立支援を行うとともに、貧困対策や障がい児支援に関する取り組みの充実を図ります。

4 施策の体系

本市の「子ども・子育て支援事業計画」を推進するための施策の体系は、以下の通りです。

